

平成23年7月より、年金事務所等へ提出いただく「住所変更届」や「死亡届」は原則不要となりました！

年金受給権者の皆さま

平成23年7月より住民基本台帳ネットワークから住所変更等の情報を取得できるようになったため、これまで、ご本人様に提出いただく「現況届」を原則不要としていることに加えて、

平成23年7月より、
ご本人様より提出いただく「住所変更届」⇒ 原則不要
ご遺族様より提出いただく「死亡届」⇒ 原則不要
となります。

※1 日本年金機構において、住民票コードが収録されている方に限ります。

※2 年金事務所等への「死亡届」が不要となるのは、死亡の事実があったから、戸籍法上の届出期限である7日以内に市区町村に届出を行われた場合のみです。

ただし、亡くなられた方の未払い年金を受けられる場合は、これまでどおり年金事務所等への請求が必要です。

詳しくはお近くの「年金事務所」「街角の年金相談センター」または「ねんきんダイヤル」0570-05-1165（平日8:30～17:15）までお問い合わせください。

※IP 電話・PHS からは03-6700-1165

（⇒ 裏面もご覧ください）

注 意 事 項

- 日本年金機構において住民票コードが未収録となっている方や、現在の住所（日本年金機構からの通知等のあて先住所）と住民票の住所地と一致していない方が、今後、住所の変更があったときは、年金事務所等への住所変更届が必要です。
- 成年後見を受けている方等についても、今後、住所の変更があったときは、年金事務所等への住所変更届が必要です。
- 共済年金（旧公共企業体を除く）を受けられている方は、これまでどおり、各共済組合への届出は必要です。
- 今後、日本年金機構から各種お知らせを送付する際の「あて先」を住民票の記載内容とは別に希望される方は、別途、**「住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出書」**の提出が必要になります。
- その他、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した本人確認が行えない方については、今後も各種届出が必要となりますので、ご理解いただきますようお願いします。
【主な例】
 - ・ 外国籍（外国人登録）の方、外国に居住している方
 - ・ 住基ネットに参加していない市区町村（国立市、矢祭町）にお住まいの方
- 死亡届も原則不要となりますが、ご遺族の方は、亡くなられた方への未払いの年金を受け取れる可能性等がありますので、年金事務所等にご相談ください。
- 住民票コードの収録状況につきましては、平成23年6月に送付している、年金振込通知書等に記載しておりますので、ご確認ください。

～ 戸籍の死亡届をご提出された方へ ～

年金の手続きはお済みですか？

年金の手続きにかかるお知らせ

- 平成23年7月からは、日本年金機構に住民票コードが収録されている方につきましては、直接、当機構において住民基本台帳ネットワークからお亡くなりになられた情報が取得できるようになりました。
- これにより、年金事務所等に提出いただく死亡届も原則不要となります。（戸籍法上の届出期限である7日以内に市区町村に届出を行われた場合に限り。）
- ただし、亡くなられた方の未払い年金（未支給年金）を受け取る可能性があります。

1 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の方 （生活をともにしていた方に限ります。）

- 年金は、原則、受けている方がお亡くなりになった月の分まで受けることができます。そのため、亡くなられた方がまだ受け取っていない年金などがあるときは、生活をともにしていたご遺族の方が受け取ることができます。これを未支給年金といいます。
- 未支給年金を受け取ることができるご遺族の方は、生活をともにしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹となっており、その順位もこのとおりですので、年金事務所等へ手続きを行ってください。
- また、配偶者、子、父母、孫、祖父母の方につきましては、遺族年金を受けられる場合もございますので、年金事務所等へご相談ください。

2 上記以外の方（甥、姪など）

- お亡くなりになった方の年金証書をご確認いただき、廃棄をお願いいたします。

（⇒ 裏面もご覧ください）

未支給年金の手続きをされる方へ (必要となる書類のご案内)

未支給年金の手続きには、以下の書類が必要となります。

- 1 年金を受けていた方がお亡くなりになったことを確認できる戸籍謄本、戸籍抄本または住民票の写し
- 2 亡くなった方と、未支給年金をご請求される方との続柄が確認できる戸籍謄本（※）または戸籍抄本
- 3 亡くなった方と未支給年金をご請求される方が、生活をともにしていたことが確認できる住民票の写し（注1）
- 4 未支給年金をご請求される方のお振込先が確認できる金融機関の通帳
- 5 亡くなった方の年金証書（注2）

※ 1と2を戸籍謄本でご確認できる方は、戸籍謄本は1部で結構です。

注1 亡くなった方と別居していた方などについては、別途書類が必要となることがあります。詳しくは年金事務所等にご確認ください。

注2 亡くなった方の年金証書を紛失された場合は、ご請求時に、別途「事由書」をご記入いただきますので、ご了承ください。

— ご注意ください —

死亡届のご提出が遅れた場合など、払い過ぎた年金があるときは、その年金をお返しいただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

詳しくはお近くの「年金事務所」「街角の年金相談センター」または「ねんきんダイヤル」**0570-05-1165**（平日8:30~17:15）までお問い合わせください。

※IP電話・PHSからは03-6700-1165